

令和8年余市町議会第3回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
閉 会 午後 2時00分

○招 集 年 月 日

令和8年5月26日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和8年5月26日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長	7番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	中 井 寿 夫
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 田 幸 樹
総 務 課 長	荒 井 拓之介
財 政 課 長	後 藤 将 人
税 務 課 長	照 井 芳 明
民 生 部 長	成 田 文 明
福 祉 課 長	枝 村 潤
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	住 吉 孝 之
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	金 田 直 也
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	山 岸 睦
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	高 橋 伸 明
教 育 部 長	大 森 直 也
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	松 尾 智 幸
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 令和 8 年余市町議会第 1 回臨時会付託 陳情第 1 号 議会の品位や秩序を乱す議会運営により次回議員選挙より議員定数の削減と早期議会解散を求める陳情書
(議会運営委員会審査結果報告)
- 第 4 令和 8 年余市町議会第 1 回定例会付託 ジャストミートあたる議員に対する懲罰の動議
(懲罰特別委員会審査結果報告)
- 第 5 報告第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和 7 年度余市町一般会計補正予算(第 1 2 号))
- 第 6 報告第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和 7 年度余市町介護保険特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 7 報告第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和 7 年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号))
- 第 8 報告第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和 7 年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号))
- 第 9 報告第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて

(令和 7 年度余市町水道事業会計補正予算(第 6 号))

- 第 1 0 報告第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて

(令和 7 年度余市町下水道事業会計補正予算(第 4 号))

- 第 1 1 議案第 1 号 令和 8 年度余市町一般会計補正予算(第 1 号)

- 第 1 2 議案第 2 号 工事請負契約の締結について

- 第 1 3 議案第 3 号 工事請負契約の締結について

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和 8 年余市町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、委員会審査結果報告 2 件、議案 3 件、報告 6 件、他に議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(藤野博三君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 11 番、茅根議員、議席番号 12 番、中井議員、議席番号 14 番、大物議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○11 番(茅根英昭君) 令和 8 年余市町議会第 3 回臨時会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会

室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高田総務部長、荒井総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、委員会審査結果報告2件、議案3件、報告6件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、陳情第1号 議会の品位や秩序を乱す議会運営により次回議員選挙より議員定数の削減と早期議会解散を求める陳情書につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、ジャストミートあたる議員に対する懲罰の動議につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度余市町一般会計補正予算（第12号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第4号 専決処分事項の承認を

求めることについて（令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第6号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第4号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第2号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第3号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、余市町情報公開条例第30条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管しておりますので、必要な場合はご覧いただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償請求上告受理申立て事件について。

損害賠償請求上告受理申立て事件について行政報告を申し上げます。本件は、損害賠償請求事件に係る控訴審判決を受け、相手方が札幌高等裁判所に上告提起及び上告受理申立てを行っていたものでございます。このたび最高裁判所において上告の棄却並びに上告不受理の決定がありましたことから、その概要についてご報告申し上げます。

事件の概要といたしましては、本町に勤務していた職員より、町の安全配慮義務違反の結果損害を被ったとして余市町に賠償を求められたもので、令和7年9月に札幌高等裁判所で開かれた控訴審において町が損害賠償請求を負うとは認められず、相手方の請求を棄却する旨の判決の言渡しがあったことを受け、相手方が上告提起及び上告受理申立てを行っていたものでございます。この間町といたしましても引き続き代理人弁護士に訴訟委任し、最高裁判所の決定を待っていたところでございますが、去る4月23日、上告事由に該当

しないことを理由として、最高裁判所において上告を棄却し、上告審として受理しないとする決定がなされたものであります。本決定により、町の賠償責任を否定した控訴審判決が確定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、損害賠償請求上告受理申立て事件についての行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、令和8年第1回臨時会において付託に関わる日程第3、陳情第1号 議会の品位や秩序を乱す議会運営により次回議員選挙より議員定数の削減と早期議会解散を求める陳情書を議題といたします。

この際、議会運営委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） ただいま上程になりました令和8年余市町議会第1回臨時会において議会運営委員会に付託されました陳情第1号 議会の品位や秩序を乱す議会運営により次回議員選挙より議員定数の削減と早期議会解散を求める陳情書につきましては、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

当該委員会の開催年月日、出席委員につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、報告を省略させていただきます。

本陳情書につきましては、町内在住の吉田豊氏、吉田浩一氏の2名から提出されたもので、その内容は、現在のような議長の采配不備に起因すると思われる議会内部の混乱等は目に余ることから、この際出直すこととし、新たな定数の下で厳しい選挙をくぐり抜ける新たなメンバーと心意気で余市町議会の再生の道を探るべきと考える。よって、本年の町長選挙に合わせて議会も解散することが現在の問題を打破できる唯一の方策と考えることから、議長並びに議員の英断を求めるもので

あるとする内容であります。

当委員会としては、本陳情の審査に当たり、初めに審査の方法について協議し、定数に関わる後志管内町村議会の議員定数や道内同規模町村議会の議員定数、全国の人口規模が類似している町の議員定数、過去の議会運営委員会における議員定数に関わる協議結果などについて審査の参考に資するため、事務局に資料提出を願い、また陳情者でもあります吉田豊氏、吉田浩一氏を委員会条例第26条の2の規定に基づく参考人として委員会に出席願い、説明を求めることが確認されました。

審査の経過といたしましては、ただいま申し上げました陳情者から意見聴取を行った際には陳情の趣旨、提出に当たった経過、補足説明をお伺いした後、委員会として総括質問を行った上で陳情者の考えについてご説明いただきました。参考人招致にしては2名のうち1名が欠席されましたが、陳情者の吉田浩一氏からは、陳情の趣旨としては最近の議会を見ていれば議会の混乱しか聞こえてこない。本来議会というのは理事者に向かっていかなければならないのに、議会の中でごちゃごちゃやっている。今の議会は正しいのか。12月に辞職勧告しているが、その後どうか。ジャストミートあたる議員のユーチューブの配信を聞けば前よりさらにひどくなっている。現在は議会としての用をなしていない。

また、前回の議員選挙でなぜか定数が16人になり、常任委員会も2委員会になった。また、委員会の開催回数も昔は1委員会半年で40回近く開催していたが、単純に回数だけ見ても開催されていない。委員会制度自体維持できないということであれば、委員会制度をやめてしまえばいい。委員会制度をやめるのであれば、こんなに議員は必要ない。

また、議会内部がごちゃごちゃやっているのは正副議長の責任が一番だと思うが、正副議長を選出したのは皆さんであり、皆さんにも責任がある。

だから、一度解散して住民に真意を求めたらどうかとの説明がなされました。

委員会の総括質問としては4点にわたり行いました。1点目は議会の品位や秩序を乱すとあるが、その見解について、2点目は定数削減の効果に対する見解について、3点目はスムーズな議会運営とあるが、その見解について、4点目は議長の責任に対する見解について、これらについて質問を行いました。

これに対し陳情者からは、1点目についてはジャストミートあたる議員の個人的なユーチューブの中の発言が非常によろしくない。議会だよりのときに総務産建常任委員会の委員長と非常に激しくやり合った。それを見ていて、それを聞いたものとして何をやっているのだと、単純にそう思った。2点目については、昔は夜の11時半まで審議していたこともあり、そういう中で混乱というものがあった。それが定数削減にイコールになるのかは別だが、定数削減の効果として一番あるのは予算である。基本的に議員を削減するのはよろしくないことはよく分かっているが、きちんと運営ができて議員が全部理事者に向かって精力を使っているのならまだ分かる。現状はそうでない。だから、定数削減したらどうですかと言っている。また、委員会で継続審査調査申出を出しているのであれば全部やらなければいけないのに、やっているのか。そういうものもやっていないのであれば、思い切って定数削減しなさいと言っている。3点目については、答える必要ない。今スムーズな議会運営をされているのか。毎回何かすれば議事進行がかかって、議事録を見れば全部のり弁当になっている。これがスムーズな議会運営か。4点目については、議長とは議場でどうあるべきなのか、これが果たして守られているのか。どう見たってできていない。だから、こうなっている。この辺を総合的に判断して、できないのだったらもう少し考えなさいという意見であるという説明

がなされました。

委員会としては、これらの経過を踏まえ、意見交換を重ねながら慎重に審査を行ってまいりました。各委員からは、定数の削減については今のところ現状を維持すべき。委員の定数を減らすのではなく、無駄な予算の削減が大事。そのために、チェックする機能として人数が必要。専門的にやらなければいけないことがたくさんある中で、どれほど減らしてその仕事ができるのかも頭に入れて議会の機能を維持するために人数という結論を出さなければならない。少人数体制は、個々の議員の依存度が高まり、仕事と両立しながら議員をすることが不可能となる懸念がある。定数16は維持すべき等の意見が出され、本会議中心主義の移行については、委員会中心主義を継続すべき。委員会を開くことでより濃い話や情報が取れる。余市町の委員会は質問回数も限られていないし、時間制限もない中で細かく議論できる。本会議であまりにも短い時間の中で議論するよりは重要な問題をしっかりと審議する体制をつくっていききたいので、委員会中心主義がよい。陳情の真意は、議会が何をしているか分からないということ、見える議会にしてほしいということ、委員会中心主義で様々な審議を重ねていけばいい。そのために16名が必要。スムーズな運営だけでなく、時間をかけるところはかけるべき。そのため、人数も時間も必要。中身も深く精査できるので、委員会中心主義に賛成である。定数16人を切ったら委員会中心主義は難しくなるとの意見が出されました。

早期解散について。解散するということは、町民がそこに立候補する権利があるということなので、この時期に解散しても準備の関係もあるので、議会として理由が見つからない。みんなが平等に立候補できる期間をもって準備させてあげるように運営をすべき。現時点で急な解散をして町長選挙に合わせるのは無理なので、現時点ではその次の選挙のときまでに十分協議をすればいい。議員数が

多いほど支出が多いという相関関係は、見せかけであるとの研究がある。予算を最大化しようとする官僚機構を監視して財布のひもを締めるのが議員の役割であり、政治にかかるお金はコストではなく投資である。身を切るコストカット経営をするのではなく、長期を見据え様々なことを考え、行政をしっかりとチェックすることが最も大事であるとの意見が出され、議員のSNS発言については、会期中でないSNS発言は本来議会運営とは別として考えるべきだが、許容範囲を超えており、議会運営に支障を来していると考ええる。議会としてライブ配信をしようとしている中、あおる発言や名誉毀損のようなことも多い。厳しく規定を設けるなど考えるべきである。個人情報の流出や他の人を侮辱するような物言いは議員としてよろしくないと思うので、議会のルールの中で罰を与えるなど厳しくしていく必要がある。議員に守秘義務はないが、ルールがなくても守るのは当然のこと。個人が特定させられる情報を発信していることは問題であるが、議会運営に支障を来しているかどうかくらいしか今はできないと思う等の意見が出され、議会運営の不備については秩序の崩壊と書かれているが、そのとおりだと思う。権限を持った人がきちんとしなければならないなどの意見が出されました。

これらの審査経過を踏まえ、採決に付したところ、令和8年第1回臨時会付託に関わる陳情第1号 議会の品位や秩序を乱す議会運営により次回議員選挙より議員定数の削減と早期議会解散を求める陳情書については賛成者がなく、不採択との結論を出した次第であります。

なお、当委員会では人口減少や少子高齢化の進行に伴い、各種産業で様々な地域課題が一層多様化、複雑化しており、こうした状況の中で行政運営に対する監視機能を担う議会の役割はこれまで以上に重要性を増していると認識しております。議会を解散することにより問題を解決するのでは

なく、町民の立候補する権利を守るとともに、議員の成り手不足解消に向け女性や若者が立候補できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、ご指摘のあった議員のＳＮＳ発信や議会運営の不備については、不適切な発言を行っている議員に対しこれまで以上に厳格に対処し、正副議長をはじめ議員全員が襟を正し、適正かつ正常な議会運営を努めてまいりたいと考えておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上、審査経過並びに結果につきましてご報告いたしますので、議員各位におかれましてはよろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会の審査結果報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（何事か声あり）

では、討論がありますので、まず陳情に対する反対の討論ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

では次に、賛成討論の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 議会の品位や秩序を乱す議会運営により次回議員選挙より議員定数の削減と早期議会解散を求める陳情並びに関連要望書について、賛成の立場から討論行います。

現在の余市町議会では、辞職勧告、懲罰、議会だより不掲載問題などを契機に議会運営全体への不信が高まっております。これは、単なる一議員の問題ではありません。議会側の対応、処分、方法、判断そのものが住民不信につながっているということでもあります。今問われているのは議員対議会ではなく、議会全体の信頼性そのものであり

ます。

また、議長の議事統裁についても問題が起きるたびに後追いの対応となり、統一したルールや強い統率が見えてこないとの批判があります。議長が混乱を止める側ではなく、混乱に振り回されているように見えてしまっていることは極めて深刻であります。

さらに、ここまで懲罰だ辞職勧告だと大きく打ち出した以上、本来であれば何が問題だったのか、どの発言のどの部分が議会秩序を乱したのか、町民にも分かる形で具体的に示さなければなりません。しかし、実際には抽象的な表現や何となくの空気感だけで問題だ、秩序を乱したと扱われるように見えてしまっている。その結果、対立だけが深まり、議会不信も広がっているのであります。つまり問題は一議員への処分だけで解決できる段階ではなく、議会運営そのものの説明責任や公平性にまで及んでいるということでもあります。そして、今や懲罰や辞職勧告そのものの重みや整合性まで町民から疑問を持たれる状況になっているのであります。

また、議会だより217号の掲載内容、不掲載判断、編集基準についても不透明さが指摘されております。誰の発言をどこまで載せるのか、削除基準は何なのか、誰が判断しているのか、そこが曖昧だからこそ、政治的に不都合な内容だけ排除しているのではないかという不信につながっているのであります。

さらに、ユーチューブ配信、ＳＮＳ配信、録音公開などについても一方的にネット配信だけを悪者にするべきではありません。そもそも公開されると問題になるような議会運営があったのではないか、暴露された側にも問題があるのではないか、そうした視点も必要であります。現在の混乱は、問題議員、私です、一人の問題ではありません。議会運営、広報、委員会制度そのものに問題があるのではないかという構造的問題にまで発展して

おります。

また、委員会中心主義についてであります。常任委員会が本当の政策形成や行政監視機能を果たしているのか、開催しているだけで中身は町民に見えていないのではないのか、その点については今後しっかり検証していく必要があると考えております。

さらに、私は広報広聴特別委員会の在り方についても疑問があります。これまで総務産建常任委員会の中で無党派議員も含め議論や対応は行っていた。それにもかかわらず、新たに党派所属議員しか参加できない広報広聴特別委員会を設置する意味は何だったのか、何を差別化したのか、なぜ無党派を外す必要になったのか。開かれた議会を掲げながら、実際には参加できる議員と参加できない議員が分かれる。これでは町民から見れば議会改革ではなく、むしろ閉塞性を強めているように見えてしまうのであります。

また、広報広聴特別委員会や懲罰特別委員会についても本来は制度的課題を扱うべき組織であります。しかし、実際には特定議員対策委員会のように見えてしまっている。これでは制度の公平性そのものへの疑念につながります。

また、議員定数18から16、常任委員会3から2への変更についてもなぜ減らしたのか、その効果は何だったのか、住民説明が十分とは言えません。改革しましたという形だけで終わっていないか、そこも問われております。今の議会を見て町民が本当に期待や信頼を持てているのか。町民は見ています。議会が何を議論したかより、またもめている、また懲罰だ、また特別委員会だと、そう見られてしまっている。私は、その空気そのものが今の議会不信を表していると思っております。議員報酬は上がる、委員会は増える、しかし成果が見えない。そのように町民から見られてしまえば当然反発は起きます。特に物価高騰が続く中、住民感覚とのずれは極めて重大であります。

さらに、人口減少が進む中で議会だけが従来の規模を維持し続けることが本当に妥当なのか。議員定数を含めた議会改革議論から逃げるべきではありません。私は、定数4削減を主張いたします。人口減少、財政状況、そして現在の議会不信の広がりや踏まえれば、議会自らが身を切る改革を示す必要があると考えております。

そして、私は早期解散も主張いたします。ここまで議会混乱が長期化し、町民不信が広がっている以上、一度町民に真意を問うべき段階に来ていると考えるからであります。今町民が見ているのは議員の席を守る議会なのか、それとも本当に町民のために動く議会と議員なのか、そこだと思っております。議会は議員のために存在するものではありません。町民の信頼の上に成り立つものであります。だからこそ、今必要なのは現状維持ではなく、町民に見える形での改革と覚悟であります。そのことを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第1号 議会の品位や秩序を乱す議会運営により次回議員選挙より議員定数の削減と早期議会解散を求める陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、令和8年第1回定例会において付託に関わる日程第4、ジャストミートあたる議員に対する懲罰の動議を議題といた

します。

地方自治法第117条の規定により、13番、ジャストミートあたる議員の退場を求めます。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 戒告というのはこの現場で私が受けるのではない、それから採決のときに出るのではなかったかとは思いますが、それでも。

○議長（藤野博三君） 戒告文は、委員長報告の後、私のほうからジャストミートあたる議員に申し上げますので。

○13番（ジャストミートあたる君） そのときは私入ってきて聞けるのですか。

○議長（藤野博三君） またそのときは入場するように求めます。

○13番（ジャストミートあたる君） 了解しました。

○議長（藤野博三君） この際、懲罰特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○9番（土屋美奈子君） ただいま上程されました令和8年余市町議会第1回定例会において懲罰特別委員会に付託されましたジャストミートあたる議員に対する懲罰の動議につきまして、その審査の経過並びに結果につきまして私からご報告をいたします。

委員会の開催年月日、出席委員につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、省略をさせていただきます。

本件は、令和8年第1回定例会におけるジャストミートあたる議員の発言が議場における発言として節度を欠いた不適切で侮辱的な発言であり、議員として品位を欠いているとともに議会の混乱を招いていることから懲罰を求めるとして、地方自治法第135条の第2項及び会議規則第109条の第1項の規定により懲罰動議が提出されたことから審査を行ったものであります。

以下、審査の結果における内容について、その

主なものをご報告申し上げます。

本件の審査においては、付託を受けた後、審査方法について協議を行い、当該議員を招致の上、説明を受けることを決定いたしました。当該議員から説明を受けた後、内容の審査を行った結果、本町議会は地方自治法、議会会議規則、議会運営基準に基づき会派制で運営されており、このたびの広報広聴特別委員会の設置については、議会運営基準において、特別委員会の委員の選任については、あらかじめ議長が各会派代表者会議等で調整の上、会議に諮って指名をすること、設置される特別委員会の名称、委員定数及び調査目的は、あらかじめ各会派代表者会議において協議することとされており、その協議結果に基づき進められているところであるが、本会議における決議案第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議に係る討論においてなされたジャストミートあたる議員の発言は、本町の議会運営に関するルールを理解されていない発言であり、不適切な発言により議会を侮辱したものであるとの審議がなされました。

これらの審査経過を踏まえ採択に付したところ、令和8年余市町議会第1回定例会において懲罰特別委員会に付託されましたジャストミートあたる議員に対する懲罰の動議につきましては、全会一致をもって公開の議場における戒告の懲罰を科すべきとの結論を得た次第であります。

議員各位におかれましてはよろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、懲罰特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

本件についてジャストミートあたる議員から一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

一身上の弁明を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立なしであります。

よって、一身上の弁明を許可しないことに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これよりジャストミートあたる議員に対する懲罰の動議を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文によりジャストミートあたる議員に戒告の懲罰を科すことです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、ジャストミートあたる議員に委員長の報告のとおり戒告の懲罰を科すことに決しました。

ジャストミートあたる議員の入場を許します。

ただいまの議決に基づき、これよりジャストミートあたる議員に対し懲罰の宣告を行います。

これから戒告文を朗読します。

ジャストミートあたる議員に起立を命じます。

戒告文。

議員ジャストミートあたる氏は、3月18日開催の令和8年余市町議会第1回定例会において、広報広聴特別委員会設置案に対する反対討論の発言中、議会を侮辱する言辞を用い議会の品位を汚し

た。このことは、議員の職分に鑑み、誠に遺憾である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和8年5月26日、余市町議会。

(「議事進行」の声あり)

ジャストミートあたる議員に申し上げます。

除斥事由に該当する議事への議事進行は認められませんので、議事進行は認めません。

(何事か声あり)

除斥議員の発言は認められておりませんので、地方自治法第117条にその議事に参与することはできないとありますので、これをもって議事進行は認めません。

(何事か声あり)

○議長(藤野博三君) 日程第5、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(後藤将人君) ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和7年度余市町一般会計補正予算(第12号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和7年度余市町一般会計補正予算(第12号)の内容につきましては、歳出において寄附等に伴う基金への積立金の整理のほか、今後の財政需要に備えての基金への積立金の補正計上、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組替え計上、各特別会計等の決算確定見込みに伴う繰出金等の精算に加え、公債費における一時借入金利子の減額補正等を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、地方交付税や寄附

金の計上、さらには地方譲与税等各種交付金をはじめ、各種事業費の確定見込みなどによる国庫及び道支出金の追加及び減額、財産収入、諸収入の追加及び減額のほか、町債の減額により調整を行ったものでございます。

さらに、令和8年第1回定例会にて行政報告いたしましたふるさと納税寄附者情報の誤公開に関して、対象となる一部の寄附者からの本町の対応に関する要求に係る交渉業務に関しまして弁護士に委託するための債務負担行為を設定させていただいたところであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町一般会計補正予算（第12号）。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億478万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億7,677万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。9ページをお開き願います。中段でございまして、3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額4億1,440万円、24節積立金4億1,440万円につきましては、寄附等に伴う基金への積立金の整理のほか、今後の財政需要に備えての基金への積立金の補正計上でございます。内訳といたしまして、財政調整基金積立金139万円、減債基金積立金5,068万9,000円、社会福祉施設等建設基金積立金41万9,000円、職員等退職手当負担金基金積立金2,514万5,000円、公共施設建設整備基金積立金2億88万3,000円、教育施設建設整備基金積立金7,032万1,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金6,595万9,000円、森林環境譲与税基金積立金44万5,000円の減、町営住宅敷金基金積立金2万5,000円、災害見舞金基金積立金1万円、緑化推進基金積立金4,000円の補正計上でございます。

11目防災対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、10目介護保険費、補正額4,226万8,000円の減、22節償還金利子及び割引料68万7,000円につきましては、過年度低所得者保険料軽減国庫負担金返還金の補正計上でございます。27節繰出金4,295万5,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

4目環境衛生費、補正額3,337万9,000円の減につきましては、町営斎場建替事業費の確定見込みに伴う減額補正計上でございます。内訳といたしまして、12節委託料1,909万5,000円の減額補正と16節公有財産購入費500万円の減額補正でござい

ます。18節負担金補助及び交付金928万4,000円の減につきましては、北後志衛生施設組合負担金の決算見込みによる減額補正でございます。

5目国民健康保険費、補正額240万6,000円の減、27節繰出金240万6,000円の減につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

7目保健健康推進費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額2,438万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金1,650万6,000円の減につきましては、療養給付費負担金の減額補正でございます。27節繰出金787万6,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額337万4,000円、18節負担金補助及び交付金337万4,000円につきましては、水道事業会計負担金の決算見込みによる補正計上でございます。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、補正額6万2,000円、23節投資及び出資金6万2,000円につきましては、ようてい森林組合出資金に係る配当金を増額出資するための補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額943万6,000円の減につきましては、各団地環

境整備事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。内訳といたしまして、12節委託料46万9,000円の減額補正と14節工事請負費896万7,000円の減額補正でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額118万5,000円の減、22節償還金利子及び割引料118万5,000円の減につきましては、一時借入金利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額543万7,000円の減、1節地方揮発油譲与税543万7,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額500万6,000円、1節自動車重量譲与税500万6,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額48万7,000円の減、1節森林環境譲与税48万7,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額238万6,000円、1節利子割交付金238万6,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額175万7,000円、1節配当割交付金175万7,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額461万3,000円、1節株式等譲渡所得割交付金

461万3,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額222万1,000円、1節法人事業税交付金222万1,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額4,259万6,000円、1節地方消費税交付金4,259万6,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額15万9,000円の減、1節ゴルフ場利用税交付金15万9,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

次のページをお開き願います。9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額26万1,000円、1節環境性能割交付金26万1,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額45万7,000円の減、1節地方特例交付金45万7,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2億1,467万9,000円、1節地方交付税2億1,467万9,000円につきましては、額の確定による普通交付税2億398万3,000円と特別交付税1,069万6,000円の補正計上でございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額43万8,000円の減、1節交通安全対策特別交付金43万8,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額73万7,000円、1節保健衛生費国庫負担金73万7,000円、内訳といたしまして国民

健康保険に係る保険基盤安定負担金68万5,000円、未就学児均等割保険料軽減負担金5万2,000円の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額148万9,000円の減、1節総務費国庫補助金148万9,000円の減につきましては、デジタル基盤改革支援補助金の減額補正でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額14万6,000円、1節保健衛生費国庫補助金14万6,000円につきましては、感染症予防事業等補助金の補正計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額43万2,000円の減につきましては、各事業費の確定見込みに伴うものでございます。節別に申し上げますと、1節道路橋りょう費国庫補助金511万1,000円、内訳といたしまして道路ストック補修事業補助金11万1,000円、臨時道路除雪事業補助金500万円の補正計上でございます。2節住宅費国庫補助金554万3,000円の減につきましては、公営住宅等整備事業補助金の減額補正でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額53万円の減、1節社会福祉費道負担金53万円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の減額補正でございます。

2目衛生費道負担金、補正額888万4,000円の減、1節保健衛生費道負担金888万4,000円の減、内訳といたしまして国民健康保険に係る保険基盤安定負担金534万1,000円の減、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金356万9,000円の減、未就学児均等割保険料軽減負担金2万6,000円の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、補正額3万3,000円、1節保健衛生費道補助金3万3,000円につきましては、不妊治療費等助成事業補助金の補正計上でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及

び配当金、補正額733万8,000円、1節利子及び配当金733万8,000円、内訳といたしまして基金より生じる利子727万6,000円、ようてい森林組合配当金6万2,000円の補正計上でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、補正額1,291万2,000円、1節土地建物売払収入1,291万2,000円、内訳といたしまして土地売払収入1,288万5,000円、立木売払収入2万7,000円の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額6,239万7,000円、1節総務費寄附金6,239万7,000円につきましては、2,445件の余市町ふるさと応援寄附金5,139万7,000円と余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金1,100万円として株式会社ニトリ様からの1,000万円のほか、株式会社HBA様からのご寄附の補正計上でございます。

4目民生費寄附金、補正額21万4,000円、1節民生費寄附金21万4,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして有限会社ドライブイン丸福様からの10万円、学校法人北海道キリスト教学園認定こども園リタ幼稚園園児PTA様からの1万3,500円、本間松喜様からの10万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方からのご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

21款諸収入、2項町預金利子、1目町預金利子、補正額331万9,000円、1節町預金利子331万9,000円につきましては、預金利子の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額122万2,000円の減、1節雑入122万2,000円の減につきましては、北後志地区介護認定審査会事業町村負担の減額補正でございます。

22款町債、1項町債、1目衛生債、補正額1,330万円、1節衛生債1,330万円につきましては、じん芥収集車購入事業債につきまして過疎対策事業債か

ら土木債への振替及び事業費の確定見込みに伴う補正計上でございます。

2目土木債、補正額380万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います減額補正でございます。節別に申し上げますと、1節道路橋りょう債10万円の減につきましては、道路ストック整備事業債の減額補正でございます。2節住宅債370万円の減につきましては、各団地環境整備事業債の減額補正でございます。

3目教育債、補正額200万円の減、1節社会教育債200万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います史跡フゴッペ洞窟施設改修整備事業債10万円の減、旧余市福原漁場施設修復事業債190万円の減額補正でございます。

4目公共施設等適正管理推進事業債、補正額10万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債10万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います町道整備事業債の減額補正でございます。

5目緊急自然災害防止対策事業債、補正額20万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債20万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います河川護岸補修事業債20万円の減額補正でございます。

7目脱炭素化推進事業債、補正額30万円の減、1節脱炭素化推進事業債30万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います公共施設等脱炭素化事業債の減額補正でございます。

8目過疎対策事業債、補正額4,310万円の減、1節過疎対策事業債4,310万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います町営斎場建替事業債2,410万円の減、過疎対策事業債から1目衛生債への振替によるじん芥収集車購入事業債1,890万円の減、事業費の確定見込みに伴います過疎地域持続的発展特別事業債10万円の減額補正でございます。

9目総務債、補正額10万円の減、1節総務債10万

円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います防災情報通信設備整備事業債の減額補正でございます。

次に、債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。第2表、債務負担行為補正につきましては、債務負担行為の追加でございます。事項、期間、限度額の順にご説明申し上げます。1、追加、事項、交渉業務に係る委任弁護士委託料、期間、令和8年度から交渉終了年度まで、限度額、廃止前の旧札幌弁護士会報酬規定による額を限度額とする。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。3ページの上段をご覧ください。第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込みに伴う起債限度額の補正でございます。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順にご説明申し上げます。1、変更、起債の目的、道路ストック整備事業債、補正前限度額1,460万円、補正後限度額1,450万円。各団地環境整備事業債、補正前限度額5,500万円、補正後限度額5,130万円。史跡フゴッペ洞窟施設改修整備事業債、補正前限度額1,860万円、補正後限度額1,850万円。旧余市福原漁場施設修復事業債、補正前限度額190万円、補正後限度額ゼロ円。町道整備事業債、補正前限度額2,900万円、補正後限度額2,890万円。河川護岸補修事業債、補正前限度額1億2,000万円、補正後限度額1億1,980万円。公共施設等脱炭素化事業債、補正前限度額360万円、補正後限度額330万円。町営斎場建替事業債、補正前限度額4,600万円、補正後限度額2,190万円。じん芥収集車購入事業債、補正前限度額1,890万円、補正後限度額1,330万円。過疎地域持続的発展特別事業債、補正前限度額6,600万円、補正後限度額6,590万円。防災情報通信設備整備事業債、補正前限度額800万円、補正後限度額790万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説

明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

9ページの22款8目の町営斎場建替事業債2,400万円減とあって、一緒に10ページ、4款の4目環境衛生費の12節委託料1,900万円減、16節公有財産購入費の500万円減とありますが、公有財産購入費の町営斎場用地購入費は、これ土地の寄附と聞いていますが、これ確定した上での500万円減なのかというところがまず1点。

各町営斎場委託料の減額について、詳細とともに今後の影響についてちょっとお伺いしたい。この減額についてです。

戻って9ページ、歳出、2款1項4目24節積立金の教育施設建設整備基金積立金なのですが、令和6年度補正に比べて令和7年度補正は3,500万円から7,000万円と倍増しておりますが、何か大型更新を控えて増やしているのか、何を見越してこの額に積み立てているのかというのはちょっと知りたいです。令和6年度決算において同基金は1億2,500万円積み立てておりますが、令和7年度はどれぐらいになっているのかというのをちょっと気になっております。

その下、緑化推進基金は、これ何なのか。これ内容はちょっとよく分からないのですけれども、どういったことに使われているか、活用実績は何なのか、現在総額幾らになっているのかと、4,000円は、これ妥当な額なのかですね、積立てとしては。というのが気になります。

それと、全体についてなのですが、専決について、今回の専決はどの時点でこの専決を決めたのか、なぜ5月末が多いのかというのと、もっと早い段階で臨時会開いて議決を求める、付議すべき

と考えますが、いかがでしょうかという点でございます。よろしくお願いします。

○環境対策課長（佐々木大介君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

私10ページの4款衛生費の部分で委託料の部分と公有財産の購入費の部分ご質問いただきました。まず、委託料の部分でございますが、こちら2つの設計業務につきましては2か年事業になってございまして、入札によりまして令和7年度部分の執行残という部分でございます。したがって、質問にありましたが、今後事業に支障がないのかという部分につきましては、今年度も継続事業でしておりますので、支障はないという形になります。

次に、2点目の町営斎場用地購入費の部分でございます。こちらのほうは委員ご指摘のとおり、地権者のご厚意によりまして土地の寄附をいただいております。令和7年度の予算執行なしということでこちら確定しましたので、減額させていただいたところでございます。

○財政課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁させていただきます。

1点目の教育施設建設整備基金積立金のご質問でございます。教育施設建設整備基金につきましては、本年度7,000万円を積立てさせていただいております。前年度よりも倍増という話でございますけれども、目的としては将来的な公共施設の再編や学校の適正配置等の事業費に係る財政需要に備えるための積立てを行っておりますので、特定の事業のための積立てという考えではございません。令和7年度の基金の残高、積立後の残高でございますけれども、7,000万円と預金利子プラスして積み立てまして、残高といたしましては2億3,030万1,132円となるものでございます。

2点目の緑化推進基金の目的でございますけれども、

目的といたしましては緑豊かな潤いのある美しいまちづくりを目指して地域の緑化事業に要する財源に充てるため余市町緑化推進基金を設置するという、条例でそういった規定がございます。この緑化推進基金の実績といたしましては、近年基金からの繰入れをして事業に充てているという実績はございません。令和7年度の緑化推進基金の残高でございますけれども、188万2,305円となっております。

それと、もう一点、令和7年度の今回専決いたしました4,000円の積立てでございますけれども、こちらの4,000円につきましては基金の預金利子の積立てを行ったものでございます。

3点目の専決の時期、この時期に決めた理由、もっと早くいけたのではないかとご質問でございますけれども、専決に関しましては3月31日で専決をいたしておりますので、その時点で専決処分をさせていただいているということです。それをこのタイミングでご報告させていただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 緑化推進基金なのですけれども、活用実績の部分がいまいちちょっと見えなかったのですけれども、具体的にこの余市町の中でこういった場所に、こういった基金を元に何か事業されているかというのが教えていただければ分かりやすいかなと思います。具体的な場所とかです。過去遡ってもいいのですけれども、これ何に使われているのかなというのがいまいち見えてこなかったというのと、あと教育施設建設整備基金積立金なのですけれども、学校の再編とかというふうに、学校とか、そういった再編に使うということだったのですが、これはスクールバスとかもそういった意味でも再編、これは建設設備とか使われる、再編となるとそこまで使われるのかなと思うのですけれども、そこら辺もちょっとお聞きしたい。学校関係ならばこれ何

でも使えるのかというところが知りたいです。お願いします。

○財政課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

1点目の緑化推進基金の関係でございますけれども、緑化推進基金、先ほど申し上げたとおり近年実績がございません。過去にどのような事業に充てたとかという部分に関しましては、今手元に資料がないので、ご容赦いただければと思います。

2点目の教育施設建設整備基金につきましてはの関係ですけれども、条例の中で教育施設の建設及び整備に要する経費の財源に充てるというふうになってございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） では、緑化推進基金についてちょっと絞って聞きたいのですが、これ過去に思い当たらないということなのですが、積み立てて188万円あると。例えばこれを何に使う予定で組んでいるのかというのを知りたいのです。これ将来性がどこにあるのかが見えないので、そこの予定というか、こういうのに使おうかと思うだけでもいいのですが、分かる限り教えていただきたいと思います。

○財政課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

余市町緑化推進基金条例の中に使用の条があるのですが、その中で基金は地域の緑化事業の推進を図るための財源に使用するものとするのでございます。現時点で具体的なこの事業にという想定はございませんけれども、今後そういった政策的な部分がございましたらこの基金を活用させていただきたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 8ページの18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金を見ると、今回の補正で余市町ふるさと応援寄附金が5,139万

7,000円、そして余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金が1,100万円の歳入が補正されまして、総務費寄附金の合計が19億8,457万3,000円となりましたが、12月の補正予算（第7号）の時点でふるさと納税取扱業務委託料は総額11億7,379万7,000円であったと記憶しております。今回の補正予算ではふるさと納税取扱業務委託料についての補正はありませんが、ふるさと納税取扱業務委託料の総額は補正予算（第7号）の時点から変更がないとの認識でよいのか伺います。

○政策推進課長（金田直也君） 2番、尾森議員のご質問にご答弁申し上げます。

12月に補正をいたしてございますが、予算については今回変更はございません。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） 変更がないということなのですが、経費率などは問題がないのか伺います。

○政策推進課長（金田直也君） 再度の2番、尾森議員のご質問にご答弁申し上げます。

寄附に対する経費率の関係のご質問かと存じますが、こちらについては国の基準に沿って運用させていただいておるところでございますので、基準については問題ございません。

○14番（大物 翔君） 見通しだけ教えてください。

令和7年度の一般会計の収支見通しだけ教えてもらえればと思います。

○財政課長（後藤将人君） 14番、大物議員からのご質問に答弁させていただきます。

令和7年度の収支見通しでございますけれども、現時点で約3億9,000万円を見込んでございます。

○6番（庄 巖龍君） 本来でございますれば私どもの所管事務に当たるところでございますが、予定されておりました常任委員会が他の特別委員

会のために中止をされたので、多分これが本来は上がるべきだったと思いますが、その辺をご考慮の上、質問させていただきます。

10ページ、4款4目、区分の16節です。公有財産購入費ということで、先ほどのジャストミートあたる議員の質疑から、これは公有地ということでご寄附をされたということでございますが、この土地の地目は何になりますか。地目です。

○環境対策課長（佐々木大介君） 16番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

地目については、すみません、手元に私資料はないのですが、畑ということでは私は認識してございました。

○6番（庄 巖龍君） 手元に資料がないと困るのですよ、それでは。はっきり言って。答弁調整してでもいいから、お答えください。これ大切な問題ですから。

○議長（藤野博三君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、庄議員に対する答弁を求めます。

○環境対策課長（佐々木大介君） 答弁調整のため貴重なお時間をお借りし、大変申し訳ございません。6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど私手元に資料がないということでお話しさせていただきましたして、申し訳ございません。こちら3筆ございまして、1筆が畑、2筆が山林という形になってございます。

○6番（庄 巖龍君） 私の聞いていることは、取得した後の土地はどういうふうな、町有地であることは分かりますけれども、町有地で取得するわけですよね、これ。町有地で。所有者のご厚意

により、これは寄附をされて、そこに斎場が建つわけですよ、町営斎場が。そこまでは分かります。今雑種地と林地だということは分かりました。その後に農業委員会等にかけて地目の変更をするのではないですか、普通は。それが普通の手順だと私は理解しておりますが、私の理解が変、指摘がおかしければ言うていただければいいのですが、本来的には林地と農地にこういった公共の建物を建てるのであれば地目の変更がかかると思いますが、そのご予約がありますかということをもず1点お聞きします。

それは公園用地ということが含まれているかどうか、その見通しがあるか、これについても、公園用地というのがあるかどうか。これ多分この後私どもの民生教育常任委員会のほうが付託になっていますから、必ず来ます。都市計画委員会にも来ます。その辺についても、答えられなければ答えなくていいのです。今答えられませんかいいのですよ、それはそれで。でも、この後ある程度の見通しが決まっているのであれば、これは農業委員会にかけて、公共の土地に建てるから、建物を造ると。その中には公園法におけるところの公園も入っているのかどうか、その辺まで含めて答弁できる範疇で結構でございますから、ご答弁いただきたいと思います。

○農業委員会事務局長（佐々木孝太君） 6番、庄議員からの再度のご質問に関しまして、農業委員会に関する部分についてご答弁させていただきます。

まず、今回の畑の部分ですけれども、こちらにつきましては土地収用法の第3条、こちらに基づきまして、国または地方公共団体が公園ですとか、墓地ですとか、その他公共の用に供する場合につきましてはこの法律に基づいて土地の権利移動がなされております。したがって、農業委員会においては総会等で本件については諮っている事案ではございません。地目の変更につきましても

当事者間において地目変更登記をしていただくこととなりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○環境対策課長（佐々木大介君） 6 番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

地目の変更につきまして、具体的なものについては今後検討させていただきますが、また公園の部分につきましては今現時点では予定しているものはございません。

○6 番（庄 巖龍君） 確認をさせていただきます。

公園というのはないというふうに理解していいですね。もう一回これ念を押させていただきます。公園という土地はないということですのでよろしいですね。確認です。

○環境対策課長（佐々木大介君） 6 番、庄議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

現状として公園の予定はございませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（住吉孝之君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)の内容につきましては、歳出において総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金の確定見込みに伴う不用額の減額等を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,818万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,722万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万8,000円の減、8節旅費6,000円の減から18節負担金補助及び交付金7,000円の減までにつきましては、事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額13万円の減、10節需用費5万7,000円の減から12節委託料1,000円の減までにつきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額158万8,000円の減、1節報酬102万5,000円の減から11節役務費8,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2目認定調査費、補正額607万8,000円の減、1節報酬237万2,000円の減から18節負担金補助及び交付金1,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額2億3,094万

6,000円の減、18節負担金補助及び交付金2億3,094万6,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額26万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金26万5,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額43万6,000円の減、11節役務費43万6,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額364万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金364万3,000円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額7万6,000円の減、18節負担金補助及び交付金7万6,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額106万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金106万3,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス費、補正額6万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金6万2,000円の減につきましては、高額医療合算介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額155万円の減、18節負担金補助及び交付金155万円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与費等の確定見込みによる減額

補正でございます。

2 款保険給付費、7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額 602 万 2,000 円の減、18 節負担金補助及び交付金 602 万 2,000 円の減、2 目特例特定入所者介護サービス費、補正額 1 万円の減、18 節負担金補助及び交付金 1 万円の減、3 目特定入所者介護予防サービス費、補正額 8 万 2,000 円の減、18 節負担金補助及び交付金 8 万 2,000 円の減、4 目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額 1 万円の減、18 節負担金補助及び交付金 1 万円の減、1 目から 4 目までにつきましては給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額 970 万 7,000 円の減、18 節負担金補助及び交付金 970 万 7,000 円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額 120 万 5,000 円の減、18 節負担金補助及び交付金 120 万 5,000 円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、補正額 79 万 4,000 円の減、7 節報償費 30 万円の減から 12 節委託料 41 万 6,000 円の減までにつきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、補正額 366 万 5,000 円の減、1 節報酬 31 万円の減から 18 節負担金補助及び交付金 21 万 2,000 円の減までにつきましては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目任意事業費、補正額 295 万円の減、7 節報償

費 4 万 8,000 円の減から 19 節扶助費 15 万 4,000 円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款地域支援事業費、4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、補正額 10 万 6,000 円の減、11 節役務費 10 万 6,000 円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、補正額 117 万 9,000 円の減、22 節償還金利子及び割引料 117 万 9,000 円の減につきましては、償還金の確定見込みによる減額補正でございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、補正額 343 万 7,000 円、24 節積立金 343 万 7,000 円につきましては、繰越金の確定見込みによる基金積立金の補正計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4 ページをお開き願います。2、歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 5,341 万 8,000 円の減、1 節現年度分特別徴収保険料 5,018 万 1,000 円の減及び 2 節現年度分普通徴収保険料 323 万 7,000 円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 4,636 万 1,000 円の減、1 節現年度分 4,636 万 1,000 円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 1,940 万 7,000 円の減、1 節現年度分調整交付金 1,940 万 7,000 円の減、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 295 万 3,000 円の減、1 節現年度分 295 万 3,000 円の減、3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額 254 万 7,000 円の減、1 節現年度分 254 万

7,000円の減、1目から3目までにつきましては交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額6,550万9,000円の減、1節現年度分6,550万9,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額318万8,000円の減、1節現年度分318万8,000円の減、1目及び2目につきましては交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額3,248万9,000円の減、1節現年度分3,248万9,000円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額147万7,000円の減、1節現年度分147万7,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額127万4,000円の減、1節現年度分127万4,000円の減、1目及び2目につきましては地域支援事業に係る交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額4万7,000円の減、1節介護扶助費委託金4万7,000円の減につきましては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによる減額補正でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額55万9,000円、1節利子及び配当金55万9,000円につきましては、基金から生じる利子による補正計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額3,152万1,000円の減、1節現年度分3,152万1,000円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正

額147万7,000円の減、1節現年度分147万7,000円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額127万4,000円の減、1節現年度分127万4,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額208万4,000円の減、1節現年度分208万4,000円の減、5目その他一般会計繰入金、補正額659万9,000円の減、1節事務費繰入金659万9,000円の減、1目から5目までにつきましては一般会計繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額287万8,000円、1節繰越金287万8,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

昼食を含め午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第7、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（住吉孝之君） ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和7年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましては、歳出において総務費及び保険給付費並びに国民健康保険事業費納付金の確定見込みによる不用額の減額と財源の組替え、さらに基金積立金の計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、各経費の特定財源となります国庫支出金、道支出金及び一般会計繰入金の確定見込み並びに繰越金により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規

定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,218万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,571万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の歳出の款の欄中「7 予備費」を「8 予備費」とし、「6 諸支出金」の次に「7 基金積立金」を加える。

3 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。下段でございませう。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、2 目連合会負担金、補正額ゼロ円、3 目特別対策事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございませう。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございませう。

1 款総務費、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございませう。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上

でございます。

2 款保険給付費、1 項保険給付費、1 目療養諸費、補正額 2 億 2,160 万 8,000 円の減、18 節負担金補助及び交付金 2 億 2,160 万 8,000 円の減につきましては、療養給付費及び療養費の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目高額療養費、補正額 3,745 万 4,000 円の減、18 節負担金補助及び交付金 3,745 万 4,000 円の減につきましては、高額療養費及び高額介護合算療養費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。3 款国民健康保険事業費納付金、1 項国民健康保険事業費納付金、1 目医療給付費分、補正額ゼロ円、2 目後期高齢者支援金等分、補正額ゼロ円、3 目介護納付金分、補正額ゼロ円、1 目から 3 目までにつきましては財源の組替え計上でございます。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正額 2,688 万 1,000 円につきましては、北海道から示された必要見込額を補正計上したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。3 ページをお開き願います。2、歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目国民健康保険税、補正額 3,100 万 2,000 円の減、1 節医療給付費分現年課税分 2,156 万 2,000 円の減、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 741 万 5,000 円の減、3 節介護納付金分現年課税分 202 万 5,000 円の減までにつきましては、国民健康保険税の確定見込みによる減額補正でございます。

4 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額 2 億 5,906 万 2,000 円の減、1 節保険給付費等交付金（普通交付金）2 億 5,906 万 2,000 円の減につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額

240 万 6,000 円の減、1 節一般会計繰入金 370 万円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。2 節保険基盤安定繰入金 621 万 1,000 円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。3 節未就学児均等割保険税繰入金 10 万 5,000 円につきましては、未就学児均等割保険税繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 5,816 万円、1 節繰越金 5,816 万円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

8 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額 11 万円、1 節社会保障・税番号制度システム整備費補助金 11 万円につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る周知用リーフレット作成に要した経費に対する補助金を補正計上したものでございます。

2 目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額 201 万 9,000 円、1 節子ども・子育て支援事業費補助金 201 万 9,000 円につきましては、子ども・子育て支援金制度導入に伴う事務作業に要した人件費及び周知用リーフレット作成に要した経費に対する補助金を補正計上したものでございます。

以上、報告第 3 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13 番（ジャストミートあたる君） 歳入の 8 款 2 目子ども・子育て支援事業費補助金なのですが、これ事務手数料で入ってきた補助金の補正というふうに今聞いたのですが、子ども・子育て支援事業費補助金というのは入ってくるのは初めてになると思うのですが、初めてでしようかというところと、こういう形で入って

くるのかなというのを確認したいのと、1ページ戻って3ページなのですけれども、1款1目の国民健康保険税の中には、これこっち側には組み込まれないのですかね、子ども・子育て支援金というのは。取られるときは国民健康保険税で取られて、目でいくと変わってくるのかなというのがちょっと気になっています。ご回答よろしく願いします。

○保険課長（住吉孝之君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、子ども・子育て支援事業費補助金でございますが、こちらにつきましては令和8年度施行の子ども・子育て支援制度に、その準備の事務費用として交付された補助金になりますというのが1点目でございます。

2点目につきましては、保険税のほうに子ども・子育て支援金の歳入目がないということでございますが、こちらにつきましてはまだ施行される前、令和7年度の内容の保険税になりますので、計上はしていないところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、今後国民健康保険税、歳入の1款1目のほうに記載されてくるというふうに見てよろしいのでしょうか。

○保険課長（住吉孝之君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問にご答弁申し上げます。

令和8年度からは子ども・子育て支援金が賦課されることになりますので、予算書上、こちら1目国民健康保険税の欄に記載されるようになります。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決をいたします。

本案は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第8、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（住吉孝之君） ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきましては、歳出において事務費の確定による減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる補正計上を行

ったものでございます。

また、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び国庫補助金並びに一般会計繰入金等により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,843万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額39万1,000円の減、10節需用費4万4,000円の減及び11節役務費34万7,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みによる減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額47万2,000円の減、10節需用費6万円の減、11節役

務費37万5,000円の減、12節委託料3万7,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額244万3,000円、18節負担金補助及び交付金244万3,000円につきましては、事務費負担金及び保険料等負担金の確定見込みによる補正計上でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額55万6,000円の減、22節償還金利子及び割引料55万6,000円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みによる減額補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額818万7,000円、1節現年度分特別徴収保険料818万7,000円につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みによる補正計上でございます。

2目普通徴収保険料、補正額93万7,000円、1節現年度分普通徴収保険料63万9,000円及び2節滞納繰越分普通徴収保険料29万8,000円につきましては、現年度分普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料の確定見込みによる補正計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、補正額7,000円、1節督促手数料7,000円につきましては、督促手数料の確定見込みによる補正計上でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額311万7,000円の減、1節事務費繰入金311万7,000円の減につきましては、事務費繰入金及び広域連合事務費繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額475万9,000円

の減、1 節保険基盤安定繰入金475万9,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額4万9,000円、1 節繰越金4万9,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、補正額22万6,000円、1 節延滞金22万6,000円につきましては、延滞金の確定見込みによる補正計上でございます。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、補正額55万6,000円の減、1 節保険料還付金55万6,000円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。5 款諸収入、3 項預金利子、1 目預金利子、補正額4万1,000円、1 節預金利子4万1,000円につきましては、預金利子の確定見込みによる補正計上でございます。

5 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、補正額2,000円、1 節雑入2,000円につきましては、雑入の確定見込みによる補正計上でございます。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目調整交付金、補正額7,000円、1 節調整交付金7,000円につきましては、調整交付金の確定見込みによる補正計上でございます。

以上、報告第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第9、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（山岸 睦君） ただいま上程されました報告第5号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第6号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的支出、雑支出におきまして、消費税及び地方消費税の整理に伴う所要の増額補正を行ったものでございます。

また、収益的収入におきまして、令和7年度の一般会計補助金の確定による増額補正及び消費税及び地方消費税還付金の確定見込みによる減額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第6号）。

第1条 令和7年度余市町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億5,396万6,000円、補正予定額162万8,000円、計7億5,559万4,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億5,493万5,000円、補正予定額162万8,000円、計1億5,656万3,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額8億930万7,000円、補正予定額9万4,000円、計8億940万1,000円。

第2項営業外費用、既決予定額7,521万2,000円、補正予定額9万4,000円、計7,530万6,000円。

第3条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額「9,980万6,000円」を「1億318万円」に改める。

次のページをお開き願います。次に、令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額162万8,000円、2項営業外収益、補正額162万8,000円、2目他会計補助金、補正額337万4,000円につきましては、令和7年度の一般会計補助金の確定による増額補正でございます。

5目消費税及び地方消費税還付金、補正額174万6,000円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴う仮受け、仮払い消費税の整理に係る消費税及び地方消費税還付金の減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額9万4,000円、2項営業外費用、補正額9万4,000円、2目雑支出、補正額9万4,000円につきましては、当年度の消費税計算に伴い、控除できなかった仕入れ税額につき費用計上したことに伴う増額補正でございます。

以上、報告第5号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 1ページ目の収入の他会計補助金の補正の330万円というのはどういった目的で補正として繰り入れたのでしょうか。よろしくお願いします。

○水道課長（山岸 睦君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問にご答弁申し上げます。

このたび補正いたしました他会計補助金につきましては、決算確定数値による再計算を行ったことによるものでございます。主な内訳といたしましては、令和5年度累積欠損金を計上したことによりまして今年度基礎年金の拠出金について他会計から繰入れを行っております。そのほか水道料金の減免措置に係る他会計からの補助金等々含めまして総額で374万円という形で計上させていた

だいたものでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第10、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（山岸 睦君） ただいま上程されました報告第6号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的収入、雑収益につきまして、令和7年度の工事において発生した不用品売払いによる所要の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和7年度余市町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款下水道事業収益、既決予定額10億1,020万6,000円、補正予定額286万1,000円、計10億1,306万7,000円。

第2項営業外収益、既決予定額6億5,906万円、補正予定額286万1,000円、計6億6,192万1,000円。

次のページをお開き願います。次に、令和7年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和7年度余市町下水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業収益、補正額286万1,000円、2項営業外収益、補正額286万1,000円、7目雑収益、補正額286万1,000円につきましては、

余市下水処理場汚泥脱水設備更新に伴う鉄くず売払いによる増額補正でございます。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第11、議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（後藤将人君） ただいま上程されました議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明

申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算につきましては、余市町指定ごみ袋購入に係る経費の増額補正計上でございます。

また、歳入につきましては繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度余市町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億514万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお願いします。最下段でございます。3、歳出、4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額514万円、10節需用費514万円につきましては、余市町指定ごみ袋購入に係る消耗品費の増額補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく1ページの下段でございます。2、歳入、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額514万円、1節繰越金514万円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（尾森加奈恵君） 余市町指定ごみ袋に係

るこの消耗品費が増額補正されましたが、幾つか質問させていただきます。

まず、1つ目ですが、余市町指定ごみ袋の販売価格を値上げする予定はあるのか現時点での考えをお伺いします。

2点目ですが、ごみ袋が品薄になる心配はないか、現在の在庫状況と安定供給の見通しをお伺いします。

3点目ですが、原材料の高騰ですとか原材料の不足が今後も続いた場合、どのような対応を考えているのかお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○環境対策課長（佐々木大介君） 2番、尾森議員の3点からのご質問にご答弁申し上げます。

1点目、ごみ袋の値上げについてということでございますが、今現状において町民に対してそういった値上げの部分を転嫁する考えは持ってございません。

2点目、ごみ袋の在庫と見通しということでございます。今現在私どもが持っている在庫は発注前で約半年分を持ってございます。発注をさせていただいて契約をすると来年の上半期分までは在庫が通常であればもつような状態で今確認してございます。

3点目、原材料の不足だとか価格の高騰だとかの部分でございます。見積りを取った業者だとかいろいろなところを確認した中では資材の不足ということではなく、今回は資材の価格の高騰によって現行予算が生じておりますので、今のところは、先ほどの繰り返しになりますけれども、発注をさせていただくと約来年の上半期まではもつような状態になってございますので、ご理解いただければと思います。

○2番（尾森加奈恵君） 答弁いただきまして、値上げはないということと、今発注をすると来年の上半期分までの在庫はあるということ、そして原材料は不足はしていなくて高騰しているという

理由ということで承知しましたが、この現在の状況というか、原材料が高騰していてごみ袋の、結局補正予算で繰越金で賄っているわけですが、これも、これを今後もずっと続けるつもりなのか、また町民へは何か説明などはするのかお伺いします。

○環境対策課長（佐々木大介君） 2番、尾森議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

1点目、今後の状況という部分でございます。私どもも今後も市場価格の動向だとか、しっかりとその辺注視しながら発注をさせていただきたい、また対応していきたいと考えてございます。

2点目、町民に対する説明という部分でございますが、私ども説明としましては住民への周知というもの、今国や他の自治体ではこういった中東情勢の背景に自治体が指定する家庭ごみ袋だとかの必要以上に購入しないようにだとか呼びかけをしているという状態ではございますが、それによってかどうかは分かりませんが、全国的に品薄状態になっているということが報道されております。私どものほうとしましては、こういった部分も含めまして周知については慎重に対応していかなければならないと考えてございますので、少し状況を見ながら周知のほうは行っていきたいと考えてございますので、ご理解いただければと思います。

○16番（寺田 進君） 私のほうからは今のごみ袋の件ですけれども、これ金額で514万円という金額になっておりますが、先ほど課長の答弁で今回発注すると来年の中ぐらいまではというお話でしたけれども、これは枚数というか、量でそれだけ確保できるということでもいいのか、金額はどんどん変わっていきますので、金額だけで判断できない部分があると思いますので、そういうふう to 今回発注した部分についてで来年の中間ぐらいまでは確保できるよというふうに判断していいのか。

それと、もう一点は今回の契約の締結方法につ

いて一応確認のために伺っておきたいと思います。

○環境対策課長（佐々木大介君） 16番、寺田議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目、量で確保ができるかということでございます。私ども積算するに当たりまして過去3年間の実績の量を平均したものを計算してございますので、そういった部分で有料化当時からやっております計上しておるわけでございまして、通常の量でいけば問題ないというような認識をしております。

2点目、契約の方法でございしますが、私がお話するのはあれなのですが、私ども担当として考えているのは指名競争入札を考えてございます。

○16番（寺田 進君） 今お答えいただきましたけれども、実はマスコミ報道ですけれども、札幌で見積りを取って金額を出してみたところ、1.8倍に予算を増やすという報道がマスコミでなされています。うちのこの金額からいくとそこまでというか、1.3倍ぐらいでないかと思うのですけれども、果たしてこれで大丈夫なのか、量的なこととかがです。それがちょっと不安だったので、あえてお伺いしました。その辺も含めて見通しは立っているというふうに解釈してよろしいのかどうか、お答え願います。

○環境対策課長（佐々木大介君） 16番、寺田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まさに寺田議員がおっしゃったとおり、私も札幌の部分1.8倍ということでびっくりしております。本町で照らし合わせますと今おっしゃるとおり1.3倍、1.4倍を少し切るような形になってございます。見通しとしましては、私ども参考見積りを徴した見積書には条件としましてきちんと見積りの有効期限というのを確認をした中で提出していただいております。現時点で有効期限内に発注を行うよう事務手続を今後進めていきたいと思っておりますので、予算が承認されましたらそういった

部分で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第12、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和8年度橋梁補修工事（第3 富沢橋・万歳橋）につきまして、予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求める

ものでございます。

第3富沢橋につきましては町道梅川第1線に架設されており、昭和48年の供用開始から53年が経過し、万歳橋につきましては町道黒川中通り線に架設されており、昭和53年の供用開始から48年が経過しております。第3富沢橋につきましては令和3年度、万歳橋につきましては令和2年度、7年度に実施しました橋梁点検の結果、橋梁自体の経年劣化や部材の損傷が見られましたことから、道路の安全性、信頼性を確保するため補修工事を行うものでございます。

工事の概要といたしましては、第3富沢橋につきましては橋梁上部に係る橋面舗装、下部に係る橋台、橋脚及び支承の補修並びに伸縮装置の取替えを行うものであり、万歳橋につきましては上部に係る橋面舗装、床版の補修、下部に係る橋台及び翼壁の補修を行うものでございます。

本提案に先立ちまして去る5月15日に執行されました入札において受注業者が決定しましたことから、このたびご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和8年度橋梁補修工事（第3富沢橋・万歳橋）。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金8,360万円也。

4、工期、自令和8年5月29日、至令和9年3月19日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、余市郡余市町入舟町126番地、

株式会社古垣建設代表取締役、古垣恒次。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 入札経過なのですが、落札率が98.78%で第1回の入札で落とされております。一回で99%近くの落札率なのですが、これ積算基準というのは各会社と発注をかける本町において同じ積算基準を使っているのでしょうか、ソフト、資料を使っているのか、それとも別々のものを使っているのかお答えいただきたい。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁いたします。

見積価格の適正価格かどうかというご質問でございます。こちらにつきましては、当該工事につきまして北海道建設部及び国土交通省の積算基準、積算要領に基づき適正に価格を算定しております。業者のほうにつきましても同じような基準を参考として見積りを出しているものと考えられておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） 今思われるとお答えしたのですが、ということは確定的なものではなく、予想というか、想像というか、そういったものでお答えになったという感じでよろしいのでしょうか。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁いたします。

見積りを出しているのはあくまで業者のほうの積算となりますので、基準といたしましては同じ

ような積算基準を参考として算出しているというふうに考えますけれども、業者のほうで算定しているものですから、そちらについては分かりかねますということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第13、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（二木二郎君） ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結につきましては、令和8年度町営住宅黒川団地外壁改修工事（西棟）であります。町営住宅黒川団地は、平成4年の建設から34年が経過し、屋上

や外壁面からの雨水の浸入や外壁躯体のひび割れ等の劣化が進行していることから、余市町公営住宅等長寿命化計画に基づき国の社会資本整備総合交付金を活用し、改修事業を進めております。本工事内容としましては、西棟の外壁防水塗装改修、外部建具回りのシーリング改修、バルコニー手すり支柱やポーチ部の改修等を行い、防水性の向上による建物の長寿命化や安全性の向上を図るものであります。

黒川団地につきましては、令和5年度に屋上全面の防水改修工事、令和7年度に東棟の外壁改修工事を実施済みであり、本工事により一連の改修事業を終える予定であります。

去る5月15日に公募型指名競争入札に付しましたところ、3回目の開札の結果、落札に至らなかったため、最低の価格で入札した者と随意契約に移行し、同日に受注者が決定しましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和8年度町営住宅黒川団地外壁改修工事（西棟）。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金7,271万円也。

4、工期、自令和8年5月29日、至令和8年12月25日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、余市郡余市町沢町1丁目10番

地、中山建設株式会社代表取締役、中山善彦。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 入札経過なのですが、赤石建設と和田建設が第2回目で辞退されております。この辞退理由というのが聞いておられたらご説明いただきたいのと、3回目以降の入札は随意契約に移行となるのですが、このときに予定価格で比較価格というのは伝えられるのでしょうか、それとも伝えられないまま随意契約に至るのが知りたいというのと、あとこの予定価格及び比較価格というのは今後物価高騰のあおりを受けた場合の想定した価格設定なのか、この3点よろしくをお願いします。

○財政課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁させていただきます。

1点目の入札における辞退理由につきましては、その場で、2回目の入札の前に口頭での辞退の申出がありましたので、辞退理由は把握してございません。

2点目の予定価格、見積段階での予定価格の件でございますけれども、その時点で予定価格のほうは公表というか、そういった形は取ってございません。

3点目の今後の物価高騰等に対する対応ですが、発注段階におきまして最新の実勢価格や市場動向を十分に反映した予定価格の設定に努めていく考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 随意契約に

移行するときに知らされないということだったのですが、これでは実際どうやって6,610万円に決まったのか、その流れというのをちょっと知りたいと思います。よろしくお願いします。

○財政課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

随意契約に移行する段階で予定価格を公表の件に関しましてですけれども、入札は3回入札を行っておりまして、その時点で不落札になっているということです。それよりも低い価格ということが業者さんのほうでも把握できている部分でございます。その部分を加味して業者さんのほうで見積価格を判断して見積りを提出していただいているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 予定価格、比較価格を伝えないでやるというか、これ第4回目にこの額が出てきて、4回以降、私の今想像なのですが、では次6,650万円とか6,640万円とかってなっていて、どんどん、どんどん削っていけばいずれ届くと思うのですが、これ4回目でこういうふうになったのか、それとも何回目での金額に決定されたのか、落札というか、見積合わせの結果、この6,610万円にたどり着いたのかという、何回目になったのかというのをちょっとお聞きしたいです。

○財政課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

4回目という考えではございません。3回の入札が終わりまして随意契約に移行する段階で、相手方から見積りを頂いた段階で確定してございます。

○議長（藤野博三君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和8年余市町議会第3回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時00分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 1 番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 1 2 番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 1 4 番 大 物 翔